政　令

総合特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十四号

総合特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

総合特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年九月十三日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十五号

総合特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条の二第六項及び第三十七条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（法第十四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）

第三条　法第十四条の二第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四章の規定を適用する場合においては、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十六条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第十四条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるもの限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第三十一条第九項若しくは第十項の規定により地域活性化総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合又は第一項」と、同法第三十一条第一項第一号中「第四条第七項（第六条第二項」とあるのは「総合特別区域法第三十五条第八項第一号（同法第三十七条第二項」とする。

附　則

この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十三日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

府　令

○内閣府令第六十号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十二条第四項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三